

令和 2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない。
 給与の支払者 確認欄
 印

扶

所轄税務署長等 徳島 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 国立大学法人徳島大学	フリガナ あなたの氏名	あなたの生年月日 世帯主の氏名	あなたの個人番号 *記載不要*	あなたの住所 又は居所	郵便番号	配偶者の有無 有・無	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 提出している場合には、○印を付けてください。
	給与の支払者の法人(個人)番号 4 4800 0500 2568							
	給与の支払者の所在地(住所) 徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地							

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭26.1.1以前生) 特定扶養親族 (平10.1.2生～平14.1.1生)	本年中の所得の見積額		住所又は居所	異動月日及び事由 本年中に異動があった場合に 記載してください(以下同じ。)
		あなたとの続柄	生年月日		非居住者 である親族	生計を一に する事実		
A 源泉控除 対象配偶者 (注1)		*記載不要*				円		
B 控除対象 扶養親族 (16歳以上) (平17.1.1以前生)	1	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他				
	2	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族				
	3	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他				
	4	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族				
	5	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他				
C 障害者、寡 婦、寡夫又は 勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者	区分 該当者	本人	同一生計 配偶者(注2)	扶養親族		左記の内容	異動月日及び事由
		一般の障害者			()人	<input type="checkbox"/> 寡婦	(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(本年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。	
		特別障害者			()人	<input type="checkbox"/> 特別の寡婦		
		同居特別障害者			()人	<input type="checkbox"/> 寡夫		
						<input type="checkbox"/> 勤労学生		
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所		控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由
						氏名	あなたとの 続柄	住所又は居所

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

住民税に 関する事項 16歳未満の 扶養親族 (平17.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	本年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
2	*記載不要*							
3	*記載不要*							
単身児童扶養者	<input type="checkbox"/> 該当する場合には左記に チェックを付けてください。	児童扶養手当 証書の番号		生計を一にする 児童の氏名	左記の児童の本年 中の所得の見積額		異動月日 及び事由	

給与の支払者受付印
 ◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和2年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があるときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 年の途中で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の途中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者（特別控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除又は配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「基礎控除申告書」又は「配偶者控除等申告書」を作成し、令和2年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。
- (6) 以下に掲げる親族が非居住者（注1）である場合には、その親族に係る「親族関係書類」（注2）をこの申告書に添付してください。
 - イ 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
 - ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者
 - ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者
 また、年末調整において、上記のイ又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和2年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実（送金額等）を記載した扶養控除等申告書を別途作成し、「送金関係書類」（注3）を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一にする事実」欄又は「左記の内容」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」を添付した上で提出してください（上記のロに該当する配偶者について「配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。）。
 - なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
 - (注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続き1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
 - 2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証明するものをいいます。
 - ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
 - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）
 - 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
 - ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類
 - ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢16歳未満の扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載をしない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (2) 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- (3) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- (4) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。
また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。
- (5) 「令和2年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額（例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円（収入金額を限度とせず。）を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、配偶者（特別）控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (6) 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
- (7) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和2年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
- (8) 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
 - イ 障害者（特別障害者）……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無）、個人番号（注）、住所又は居所、生年月日、あなたの総納税額及び令和2年中の所得の見積額（これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」の「16歳未満の扶養親族（平17.12以後発生）」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。）
 - また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和2年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載。）
 - (注) 一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
 - ロ 寡婦又は寡夫……死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の令和2年中の所得の見積額などの寡婦又は寡夫に該当する事実。また、3の「⑩寡婦」の口に掲げる寡婦、「⑫特別の寡婦」又は「⑬寡夫」に該当する人については、これらのほか令和2年中の所得の見積額
 - ハ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和2年中の所得の種類とその見積額
- (9) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
- (10) 「住民税に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」欄には、扶養親族のうち年齢16歳未満の人（平成17年1月2日以後に生まれた人）について記載してください。なお、その人が控除対象外国扶養親族（国内に住所を有しない扶養親族のうち、年齢16歳未満の人をいいます。）である場合には、「控除対象外国扶養親族」欄に○印を付けてください。また、この欄に○印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を令和3年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。
- (11) 「単身児童扶養者」欄には、単身児童扶養者に該当する場合にチェックを付け、児童扶養手当証書の番号、生計を一にする児童全員の氏名及び令和2年中の所得の見積額を記載してください（これらの事項のうち「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載している事項については、児童扶養手当証書の番号及び児童の氏名を除き、記載を省略できます。）。

族」欄に記載している事項については、児童扶養手当証書の番号及び児童の氏名を除き、記載を省略できます。）。
 (注) 「住民税に関する事項」について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 扶養親族等の範囲

<p>【①同一生計配偶者】 所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人</p>
<p>【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和2年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者</p>
<p>【③源泉控除対象配偶者】 所得者（令和2年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和2年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下）の人 (注) 夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。</p>
<p>【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下の人</p>
<p>【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成17年1月1日以前に生まれた人）</p>
<p>【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた人）</p>
<p>【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和26年1月1日以前に生まれた人）</p>
<p>【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人</p>
<p>【⑨障害者（特別障害者）】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人又は、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人又は、特別障害者になります。 ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。 ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）で、市町村長や福祉事務所長などからイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。</p>
<p>【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人</p>
<p>【⑪寡婦】 所得者本人で、次に掲げる人 イ 次のいずれかに該当する人で、④の扶養親族又は生計を一にする（他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者、令和2年中の所得の見積額が48万円を超える者は除きます。）のある人 (イ) 夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 夫と離婚した後、婚姻していない人、(ハ) 夫の生死が明らかでない人 ロ 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、令和2年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下）の人 (イ) 夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 夫の生死が明らかでない人</p>
<p>【⑫特別の寡婦】 ⑪の寡婦のうち、④の扶養親族である子を有し、かつ、令和2年中の所得の見積額が500万円以下の人</p>
<p>【⑬寡夫】 所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑩のイの生計を一にする子があり、かつ、令和2年中の所得の見積額が500万円以下の人 (イ) 妻と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人、(ハ) 妻の生死が明らかでない人</p>
<p>【⑭勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人 イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。 (注) 専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。 ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。 ハ 令和2年中の所得の見積額が75万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。</p>
<p>【⑮単身児童扶養者】 ⑩のイの生計を一にする子について児童扶養手当の支給を受けている所得者本人で、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない人又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死が明らかでない人</p>